⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年４月15日（水）及び４月15日（水）から４月21日（火）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容
㋐　論文試験
憲法、行政法、民法、ミクロ経済学、マクロ経済学、政治学のうち２科目を選択
㋑　個別面接試験
エ　合格者発表　令和８年５月１日（金）
⑸　第３次試験（第２次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年５月18日（月）※国会情勢により変更する場合あり
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容　口述試験
⑹　最終合格者発表　６月上旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

6　一般職試験（大卒程度試験）
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の１級25号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格
ア　平成８年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者
イ　平成17年４月２日以降生まれた者で次に掲げる者
㋐　大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者
㋑　衆議院事務局が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
ア　試験日　令和８年５月23日（土）
イ　試験場　東京都
ウ　試験内容
㋐　基礎能力試験（多肢選択式）
㋑　専門試験（多肢選択式）
①憲法、②行政法、民法、刑法、労働法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学、統計学、政治学・行政学、国際関係（①の６題は必須、②の45題のうち24題を選択）
㋒　論文試験
憲法、行政法、民法、経済学、政治学のうち１科目を選択（基礎能力試験及び専門試験の合計点が一定基準に達した者について、論文試験の採点を行う。）
エ　合格者発表　令和８年６月22日（月）
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年７月14日（火）から７月17日（金）及び７月21日（火）から７月22日（水）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容　集団討論試験及び個別面接試験
⑸　最終合格者発表　９月上旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

7　一般職試験（高卒程度試験）
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表㈠の１級５号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格　平成17年４月２日から平成21年４月１日までに生まれた者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
ア　試験日　令和８年８月22日（土）
イ　試験場　東京都
ウ　試験内容
㋐　基礎能力試験（多肢選択式）
㋑　作文試験（第１次試験合格者は、基礎能力試験の成績で決定し、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）
エ　合格者発表　令和８年８月28日（金）
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和７年９月中旬
イ　試験場　衆議院事務局
ウ　試験内容　個別面接試験
⑸　最終合格者発表　10月中旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

8　衛視試験
⑴　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、議院警察職給料表の１級３号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　受験資格　平成16年４月２日から平成21年４月１日までに生まれた者で次に掲げる者
ア　高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和９年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
イ　衆議院事務局がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
ア　試験日　令和８年８月22日（土）
イ　試験場　東京都
ウ　試験内容　基礎能力試験（多肢選択式）
エ　合格者発表　令和８年８月28日（金）
オ　柔道又は剣道の資格経歴の考慮について
衛視試験の第１次試験の合否判定に際して、柔道又は剣道の段位（２段以上）並びに日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会及びそれに準ずる大会の出場経験・成績を考慮することとする。（基礎能力試験において基準点に達した受験者のみ）
⑷　第２次試験（第１次試験の合格者に対して行う。）
ア　試験日　令和８年９月中旬
イ　試験場　衆議院事務局又は衆議院事務局の指定した場所
ウ　試験内容
㋐　身体検査
㋑　体力検査
㋒　個別面接試験
なお、検査結果において、身長160㎝（女子154㎝）以上、裸眼視力が両眼とも0.6以上（又は矯正視力が両眼とも1.0以上）、色覚及び聴力が衛視としての職務の執行に支障がないこと、衛視としての職務の執行に支障のある疾患がないことのいずれかを満たさない場合、それを理由に不合格とすることがある。
⑸　最終合格者発表　10月中旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

9　受験手続及び問合せ先
⑴　各試験の受験申込は原則インターネットによる。なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、申込受付期間までに申し出ること。
⑵　提出書類　衆議院ホームページを参照すること。
⑶　受付期間
○　総合職試験（大卒程度試験）　令和８年２月19日（木）から３月５日（木）まで
○　一般職試験（大卒程度試験）　令和８年４月２日（木）から４月16日（木）まで
○　一般職試験（高卒程度試験）　令和８年６月25日（木）から７月９日（木）まで
○　衛視試験　令和８年６月25日（木）から７月９日（木）まで
○　インターネットによる受験申込は、受付期間に申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
⑷　併願受験　一般職試験（高卒程度試験）と衛視試験は併願することができない。
⑸　問合せ先　〒100―8960　東京都千代田区永田町１―７―１　衆議院事務局庶務部人事課任用係（衆議院第二別館）　電話03―3581―6866
⑹　その他
○　試験の詳細については、衆議院ホームページを参照すること。
○　病気、負傷や障害等により、受験に際して配慮を必要とする者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。